

**奈良県 県有施設（5施設）包括的設備管理業務委託  
に係るリスク分担表（案）**

本表は、業務実施に伴うリスクの負担区分を示すものである。

「●」は、当該リスクが顕在化した場合の費用負担または対応責任の所在を示す。

No.	リスク項目	具体的事象	県 業 者	備考（分担の考え方）
1	施設・設備の不 具合	経年劣化・老朽化による 故障	●	費用は県負担（修繕枠または別途工事）。 事業者は発見・一次対応・見積取得・施工管理の責任を負う。
		施設の隠れた瑕疵（業務 開始前の不具合）	●	業務開始時点において既に発生していた不具合や図面の誤りに 起因する修繕費用は県負担とする。
		奈良県橿原文化会館の設 備故障	●	廃止前提のため、重要機器のみ予防保全とし、その他の機器に ついては故障時の事後対応（実費は県負担）とする。
		内製化修繕（技術者によ る作業）	△ ●	作業（技術料）は事業者負担（委託料込）。 部品・材料費は県負担（実費精算）。 ※△は材料費負担のみを示す。 ※作業品質の責任は、資格の有無に関わらず事業者が負う。
		受託者の作業ミスによる 破損	●	常駐員の操作ミス、点検不備等による破損は事業者負担。 ただし、不可抗力との切り分けについては協議を行う。
		LED 照明器具の不点灯 （機器寿命）	●	器具更新となるため修繕枠または別途工事（県負担）。 事業者は交換手配を行う。
		従来型照明（非 LED）の 球切れ	△ ●	交換作業費は事業者負担（委託料込）。 ● 管球代（材料費）は県負担（実費精算）。 ※△は材料費負担のみを示す。
		消耗品（Vベルト、フィ ルター等）	△ ●	交換作業費は事業者負担（委託料込）。 ● 物品代（材料費）は県負担（実費精算）。 ※△は材料費負担のみを示す。

2	人員・資格	必置資格者の欠員・配置不能	●	電気主任技術者、ビル管等が確保できず法令違反となった場合の責任は事業者にある。
		管理点数（兼務制限）の超過	●	法令改正や設備増設等により管理点数制限を超過した場合の増員コストは事業者負担（協議可）。
		修繕対応技術者のスキル不足	●	内製化修繕が適切に実施できず、外部発注が増加した場合等のコスト管理責任は事業者にある。
		常駐員の欠員・配置遅れ	●	資格者の退職等により配置できず業務に支障が出た場合の損害は事業者負担。
3	災害・不可抗力	天災（地震、台風等）による損傷	● ●	復旧費用は県負担。 事業者は常駐員・有資格者による緊急停止・状況確認・安全措置の実務を担い復旧等に協力する。
		第三者の行為による損害	● ●	賠償求償は県が行うが、現場対応や証拠保全等は事業者が協力する。
		県の過失・管理瑕疵による第三者への損害	●	県の指示によるものや、施設の構造上の瑕疵など、県の責に帰すべき事由により生じた第三者への損害賠償責任は県が負う。
		受託者の過失による第三者への損害	●	受託者の責に帰すべき事由により、施設利用者等に損害を与えた場合の賠償責任は事業者が負う。
4	経済情勢の変動・法令変更	インフレスライド（物価・賃金の著しい変動）	● ●	物価・労務単価高騰時は協議により契約金額（委託料）の変更を行う。 修繕用部品の実費単価についても、市場価格高騰時は協議対象とする。
		消費税率の変更	●	法令に基づき変更契約を行う。
		公契約条例の適用拡大	● ●	将来的な業務範囲の拡大（清掃・警備の追加）等により特定公契約化した場合の事務負担増等は、協議の上で変更契約を行う。
5	業務内容の変更	法令改正に伴う点検項目の追加・変更	● ●	費用の増減が発生する場合は、協議の上で契約変更を行う。
		施設の臨時休館・開館時間の変更	● ●	コロナ禍等による長期休館等、常駐員の業務量が著しく変動する場合は協議により委託料を調整する。
6	修繕・点検コスト	修繕査定価格と実勢価格の乖離	● ●	県査定額で協力会社と合意できない場合は、県と事業者が協議し、仕様の見直しや予算の増額調整を行う。
		包括的修繕枠（年間予算）の不足	●	想定外の故障多発により枠不足が見込まれる場合は、補正または別途予算にて対応する。